

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（案）に対する  
パブリックコメントの実施結果について（案）

### 1 意見募集期間

令和5年11月27日（月曜日）から令和5年12月27日（水曜日）まで

### 2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人  
 (2) 意見の件数 10件  
 (3) 案に反映した意見の数 0件

### 3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
<b>第4章 施策の方向1 地域包括支援センターの機能の充実</b>			
1	地域包括支援センターの支援業務の強化で、ケアマネジャーが専門職と相談しやすい環境の整備と書いてありますが、ケアマネジャーや利用者から包括支援センターとの連携が取りやすくなるなどの聞取りをして、より良い支援ができるように反映することはできないのでしょうか。	高齢者等の個々の状態や変化に応じ、必要な時に必要な社会資源等を活用できるようケアマネジャーが実践することを求められていることから、多方面の視点からの検討や様々な情報を把握する地域ケア会議の拡充を含め、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化を図ることとしています。	
2	介護予防啓発活動について、自治会の回覧等を利用したとありますが、回覧等が回らない家庭や、回覧物自体が見にくい、見えないような家庭に向けての取組はあるのでしょうか。 地域包括支援センターはどこにあるのか、どこに相談をしたら良いのかと聞かれることが多いです。もっと市民のみなさんに、心配事があれば相談できる窓口として周知をできるようにしてほしい。	高齢者を対象とした事業の案内通知等に介護予防について掲載し周知を図ります。 また、地域包括支援センターについては高齢者への周知だけでなく、幅広い年代や支援者等への周知に努めます。	

第4章 施策の方向2 生活支援サービスの充実		
3	<p>鳶尾の集いの場など頑張って居場所を作ってくださっている方たちがいます。そういう方たちが続けていけるような支援にもっと力を入れてほしいと思います。</p>	<p>御意見については、今後施策を実施する中で、参考とさせていただきます。</p>
第4章 施策の方向3 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化		
4	<p>在宅であっても、施設による支援を受けていても、医療と介護の連携は必要不可欠です。 今後もさらなる連携強化が必要になると思います。</p>	<p>自分らしく最期まで暮らすためには、課題はあると考えております。どの立場においても自分事として取り組めるよう連携を進めていきます。</p>
5	<p>2025年問題や、多死時代を迎えるに当たり、病院や施設に頼ることなく在宅での看取りができる体制づくりが急務です。QOLと同時にQOD（クオリティオブデス＝死の質）を考慮することが重要であると思います。それには基本的に家庭、または地域で（講演会など）もっと「死」について話をする機会を増やすべきだと思います。</p>	<p>現在、本人の選択と本人・家族の心構えができるよう市民講演会や出前講座を開催しております。「人生会議」をテーマにした出前講座については、多くの市民や団体から希望をいただいておりますので、引き続き実施していきたいと考えております。</p>
6	<p>在宅医療・介護・福祉に携わる人材の育成・確保に対して、より具体的な方法を記載していただきたいです。</p>	<p>市内事業所や医療関係者に対し、人材育成として研修等様々な取り組みを行っており全てを記載することが難しい状況となっております。ただ、研修については、有効活用されていないこともあることから、今後においても周知等を強化していきます。 なお、人材確保につきましては、施策の方向9「介護サービス等の充実」において、記載しております。</p>

**第4章 施策の方向9 介護サービス等の充実**

7	<p>介護サービスについては、人材確保の取組みが必要であり、外国人の人材採用事業者を市の委託事業で行うような人材確保事業を創設してほしい。</p>	<p>介護人材確保の取組みについて、外国人の雇用は有効と考えます。外国人の雇用に係る支援については、既に県が事業を実施しておりますことから、本市といたしましては、そういった情報を市内各事業所へ提供していきたいと考えております。</p>	
8	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（案）35ページの「必要なときに過不足なく良質な介護サービス等を受けられることができる。」に対して、医療依存度の高い方が使えるショートステイ先が市内にはありません。病院のレスパイト入院しか受け入れがない状態です。病気になっても住み慣れた場所で暮らしていけるように市としても一緒に取組み、考えてもらいたいです。</p>	<p>将来像にあるとおり、本市といたしましても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会を目指しております。</p> <p>介護サービス事業所では、医療行為を行える専門職が常駐しているとは限らないため、医療依存度が高い方などが利用できない場合があることは認識しております。</p> <p>そのため、介護サービスだけでなく、医療サービスなども含め支援していくことが必要なことから、介護・医療などとの連携強化を図り、将来像達成のため、努めてまいります。</p>	
<b>その他要望・意見</b>			
9	<p>介護事業所の閉鎖や職員の離職等により、サービスを使いたくても使えない（特に訪問介護）状況があります。介護職員の処遇改善が早急に必要かと思いますが、市としてなにか取組みはできないのでしょうか。</p> <p>特にケアマネジャーの給料が他市に比べ低い傾向があり、在宅生活を支えるケアマネジャーに市独自の加算等（1人暮らし加算等）は付けられないのでし</p>	<p>処遇改善や加算等については、全国画一的に行うことが望ましいと考えます。</p> <p>本市といたしましては、転入奨励助成金などの各種助成金や資格取得等の研修費用の支給、就職相談会や事業所における求人に係る経費への助成を実施するとともに、事業所からの提出書類の簡素化や電子データで受け付けることにより、事業所の負担軽減に努めております。</p>	

	<p>ようか。身寄りがなく、認知症で、ひとり暮らしの方も増えています。</p> <p>そういう方たちをケアマネジャーがなんとか支えており、そういう方たちへの支援サポートチーム等もぜひ検討いただきたいです。</p>	<p>介護サービス事業者は、高齢者の生活に必要不可欠であるため、支援の方法などにつきましては、事業所等の意見を踏まえ、検討してまいります。</p>	
10	<p>厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（案）【概要版】7ページの主な取組は素晴らしいと思います。私は自分のできることからまず始めたいと思います。</p>	<p>地域の方々や行政、専門職のそれぞれができることを行い、それぞれが連携や連動することで、自分らしく暮らすことができると考えております。行政のことができるだけでなく連携、連動できるよう更に取り組んでまいります。</p>	

#### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 介護福祉課
- (2) 連絡先 046-225-2220

#### 5 結果公開日

令和6年 月 日 公開

の検討

- (3) 地域住民主体による生活支援の充実
- (4) 生活支援コーディネーターによる助け合い活動団体や通いの場の拡充
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

**2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実**

- (1) 適切な介護サービスを提供するため、ケアマネジャーの資質の向上
- (2) 家族等介護者への相談機能・支援サービスの強化
- (3) 地域ケア会議による地域課題の明確化と対策の検討

**3 緊急時体制への支援**

- (1) ICT（情報通信技術）の活用を含めた見守りシステムの導入を推進
- (2) 救急医療情報セットと携帯用の救急安心カードー体的活用の促進

施策の方向3

医療・介護・福祉・生活支援の連携強化

**現状と課題**

- 医療や介護を必要とする高齢者等が増加する中で、在宅生活を続けたいと希望する声が約6割を占めています。実際には、最期を病院で迎える人が多く、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉といった専門サービスの連携強化だけでなく、生活支援サービスを含めたサービス提供体制の充実、調整機能の強化及び顔の見える関係づくりが求められます。

**主な取組**

**1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実**

- (1) 在宅医療・介護・福祉に携わる人材の育成・確保
- (2) 多機関協働による地域ケア会議の充実
- (3) 専門職を支援する地域包括ケア連携センターの運営
- (4) 在宅歯科地域連携室との連携強化
- (5) 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- (6) 地域で支えるリハビリテーションの体制構築の推進
- (7) 近隣市町村や関係機関との連携強化

**2 在宅医療・介護・福祉・消防の連携の強化**

- (1) 在宅医療・介護関係者の連携会議の開催
- (2) 病識や治療方針も含めたケアマネジメントするためのケアマネジャー、医師及び訪問看護師の連携のための体制の検討
- (3) 看（み）取りや認知症の研修を更に充実
- (4) 顔の見える関係づくりの多職種連携研修会の開催
- (5) 圏域ごとの多職種意見交換会の開催
- (6) 在宅療養あつぎマナー集や入院時の連携ツール・仕組みの活用促進
- (7) 必要な連携ツールの検討と作成
- (8) 本人や家族の希望に即した緊急時の対応について病院と消防による検討
- (9) 関係市町村や関係団体との連携

基本目標 1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

施策の方向 1 地域包括支援センターの機能の充実

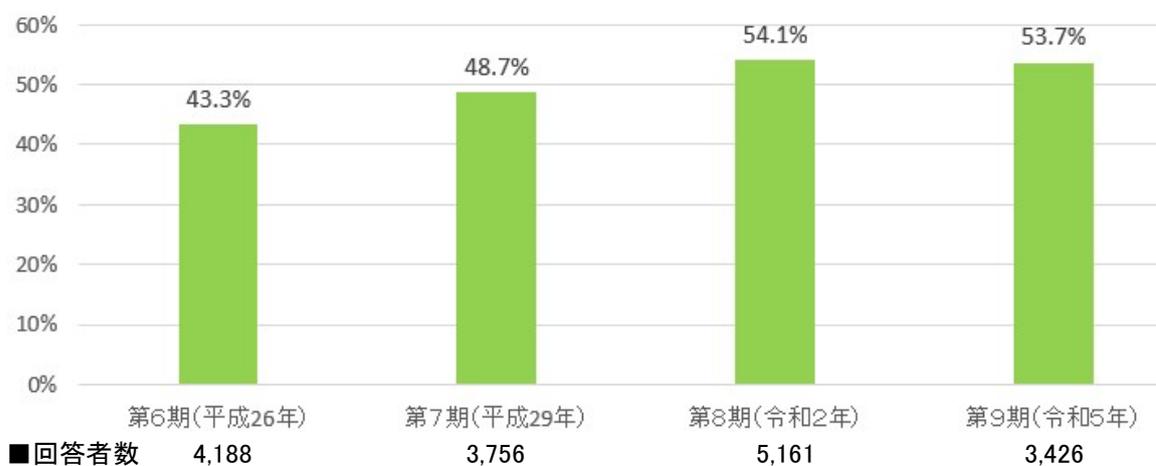
現状と課題

○ 超高齢社会の進展に伴い単身世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、多様な価値観やニーズを持つ高齢者への支援が必要となります。

また、支援を必要とする高齢者や介護に取り組む家族だけでなく、障がい者や子どもなどが様々な困難を抱える場合でも、適切な支援を受けることができるよう身近な相談先として地域包括支援センターの必要性・重要性が高まっています。

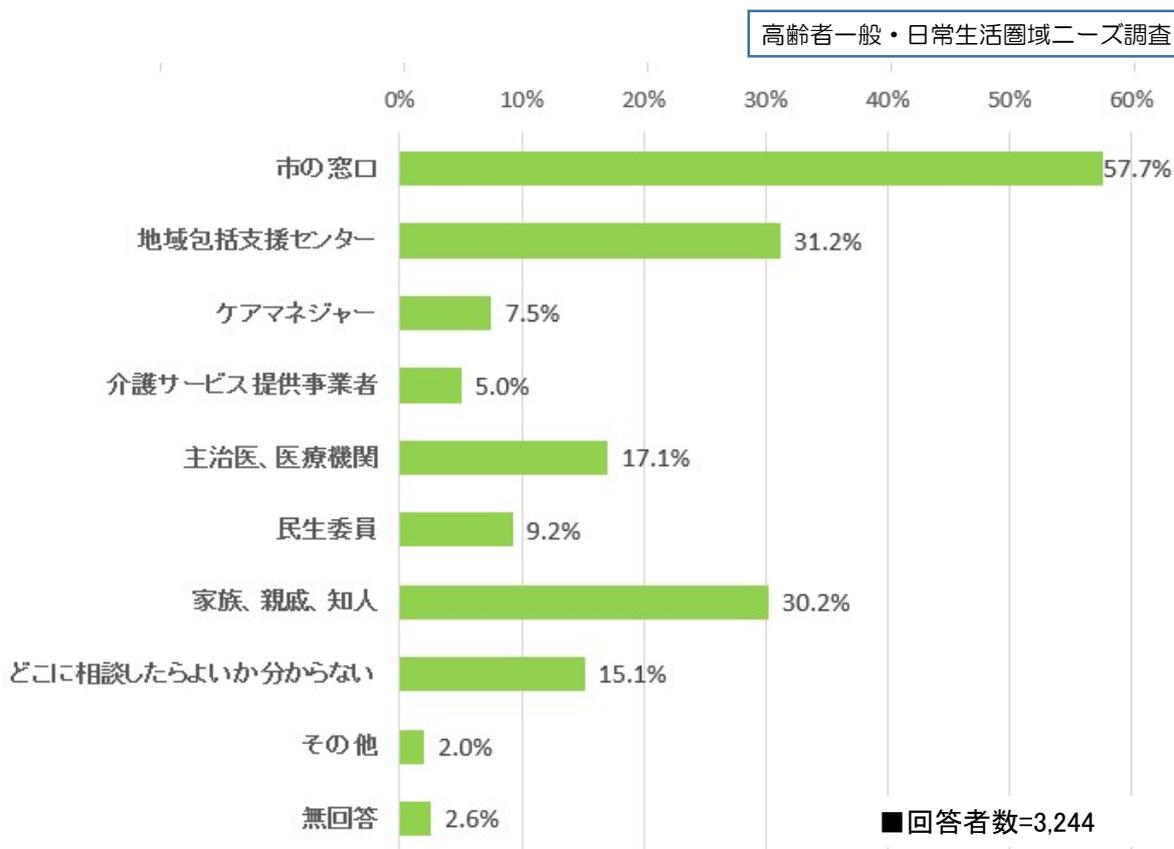
■ あなたがお住まいの地域の地域包括支援センターを知っていますか。

若年者一般・高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



※ 平成 26（2014）年から令和 5（2023）年のアンケート調査結果により、地域包括支援センターの認知度が、徐々に地域に浸透してきているのが分かります。

■ 介護保険制度や高齢者に対するサービスなどについて困ったとき、よく分からないことがあったときは、どこに相談しますか。（複数回答）



### 取組方針

- 高齢者等が抱える様々な不安を解消し、高齢者の暮らしを地域でサポートするために、地域包括支援センターをはじめとする相談窓口の分野横断的、包括的な支援体制を連携強化します。
- 地域福祉推進委員会や民生委員児童委員協議会などの地域の関係団体、地域住民の連携により、地域の困りごとを包括的・継続的に支援する体制を強化します。
- よりきめ細かい相談体制や地域の関係団体との連携強化を図るため、人員配置を含め、より地域に密着した効果的・効率的な支援体制の強化に向けた地域包括支援センターの在り方を検討します。
- 高齢者等の家族を介護しているヤングケアラーなど、家族介護者支援に向け、重層的体制整備事業に取り組むとともに、その体制整備を推進します。

## 達成された姿

日常生活の困りごとをいつでも気軽に相談でき、総合的に支援を受けることができ、地域包括支援センターが地域の介護資源のマネージャーとして機能している。

生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができており、自立した生活が継続できるように、各種相談に幅広く総合的に対応する総合相談の窓口として、地域住民の幅広いネットワークを作り、そこで暮らす方の問題解決や調整ができるようになっていきます。

## 主な取組

### 1 総合相談支援業務の強化

- 社会環境の変化により複雑化・複合化した相談にも対応できるよう関係機関との連携強化
- 地域ケアマネジメントに向けた体制づくりの検討
- 初期段階での相談対応及び伴走的・専門的な相談支援の充実
- 地域における関係者によるネットワーク構築の促進
- 成年後見制度の活用促進及び高齢者等虐待の対応強化
- 地域に出向いた相談会の実施及び地域の実情を踏まえた相談支援の強化

### 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化

- 地域包括支援センターを核とした地域ケア会議の充実
- ケアマネージャーが専門職と相談しやすい環境の整備
- インフォーマルサービスの発見・活用

### 3 介護予防啓発活動の推進

- 定期的な情報紙の発行等による自治会等の回覧等を利用した継続的な周知活動の実施
- 認知症予防・介護予防の普及啓発及び指導者・団体の育成

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域包括支援センターにおける 総合相談件数		42,307件	52,172件	56,600件	58,600件	60,600件
地域ケア会議の開催数		—	28回	60回	70回	80回
地域包括支援センターの認知度 (※)		54.1%	53.7%	—	60.0%	—

※ 認知度について、前回は高齢者一般調査のみの数値であり、今回は若年者一般、高齢者一般、介護予防・生活圏域ニーズ調査の集計値としています。

### 3 在宅療養の市民啓発

- (1) 出前講座の開催
- (2) 看（み）取りについての理解を深めるための講演会等の実施
- (3) じぶんノートの普及（これからの治療やケアの話し合いやエンディングノートの内容）

### 4 災害時及び感染症の対応の取組強化

- (1) 正確な情報共有の方法としてのICT（情報通信技術）の活用を検討

## 施策の方向4

## 地域特性に応じた環境整備

### 現状と課題

- 高齢期になっても住み慣れた地域の自宅で生活したいと思う人は、7割を超えています。
- 高齢者のニーズや状況に応じた住まいを中心とした支援体制づくりと、様々な障壁を取り除いた人にやさしいまちをつくる必要があります。

### 主な取組

#### 1 既存住宅の高齢者向け環境への整備

- (1) 高齢者が自宅で事故や怪我をすることなく、安心して住み続けられるよう、住宅改修の支援を推進
- (2) 居住支援協議会により、住まいに困窮する高齢者等の意思や状況に応じた住まいが選択ができるよう推進

#### 2 暮らしやすいまちづくりの推進

- (1) 高齢者等が安心して利用できるよう公共施設や設備、公共交通及び民間施設のバリアフリーを促進
- (2) 生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進
- (3) 公共施設、スーパーマーケット、金融機関などで必要なサポートが受けられる取組の推進
- (4) ゆっくり支払いができるレジの推進
- (5) 電子決済利用方法の啓発

#### 3 移動手段の確保

- (1) 高齢者等の移動手段の利便性を向上するため、公共交通不便地域周辺において、地域特性に適合したコミュニティ交通の導入の推進
- (2) 多様な移動手段の確保のため、かなちゃん手形及び高齢者タクシー券の利用を促進

#### 4 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 高齢者等の安全・安心を図るため、セーフコミュニティを推進
- (2) 災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定を推進
- (3) 平常時における避難行動要支援者名簿の同意者を拡充

## 第4章

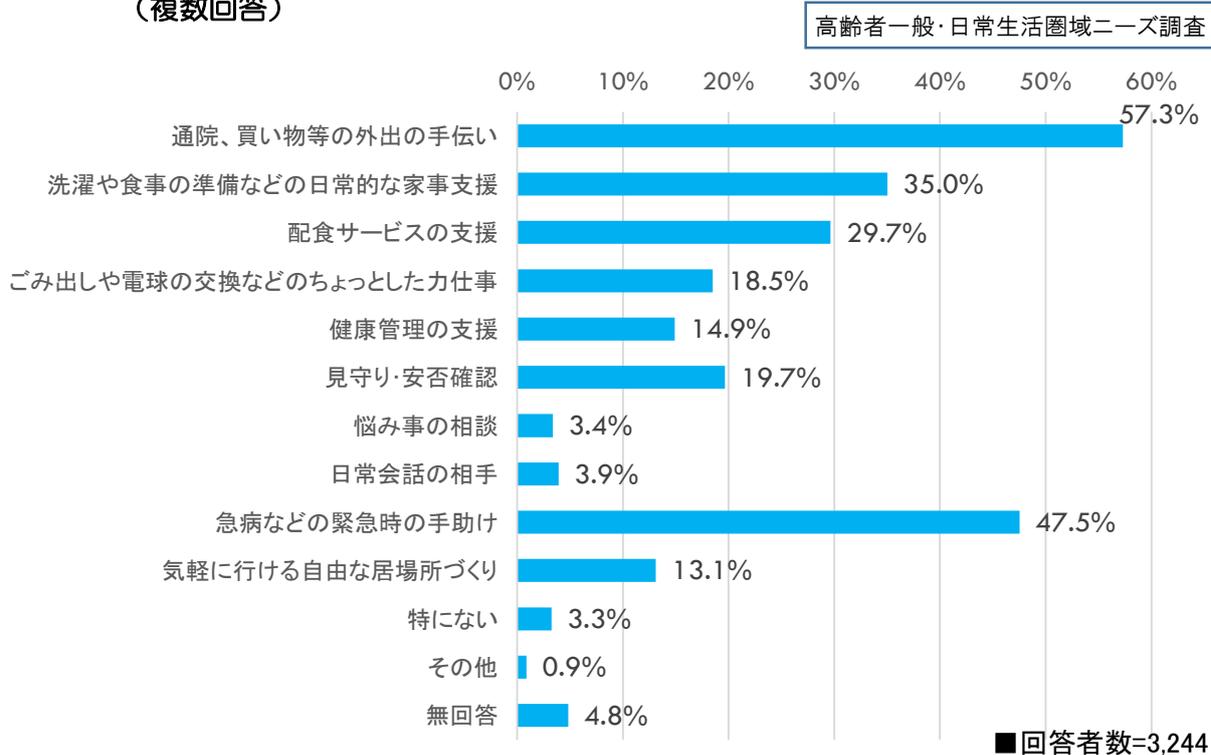
基本目標1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

# 施策の方向 2 生活支援サービスの充実

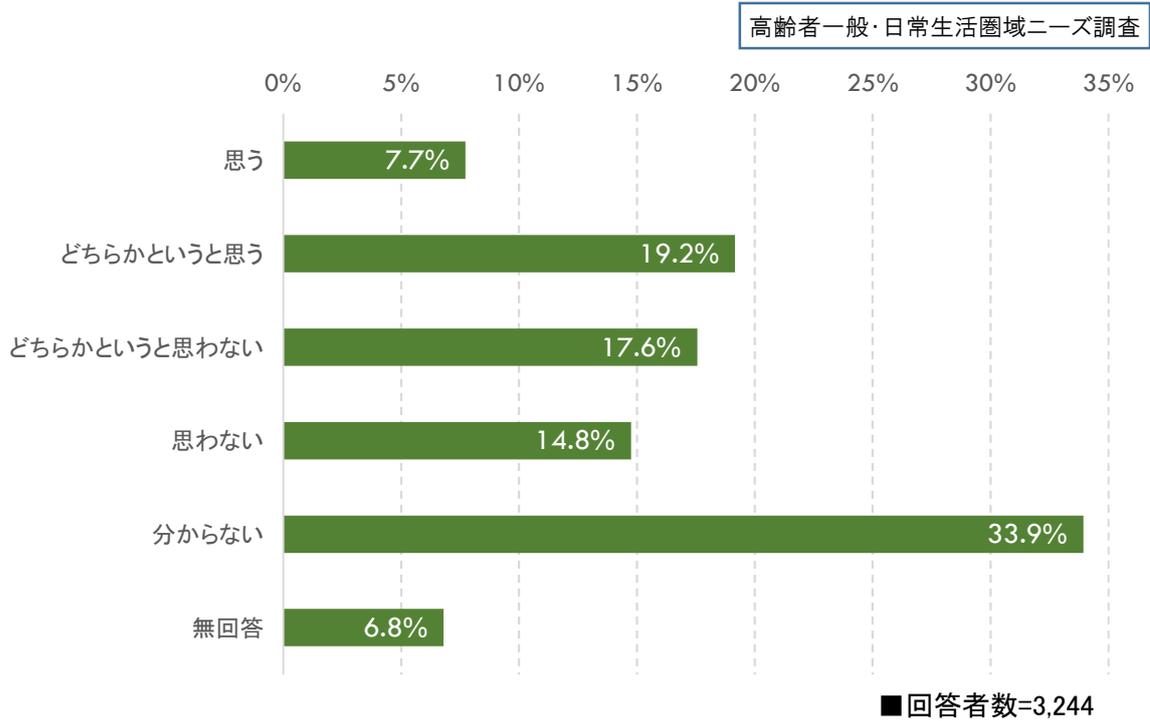
## 現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が在宅生活を継続するための外出支援や緊急時の支援を求める声が高くなっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域特性に応じた課題の抽出と住民主体による多様な支援体制の取組が必要です。

### ■ 老後にひとり暮らしをする場合にどのようなサービスがあるとよいですか。 (複数回答)



■ お住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。



取組方針

- 高齢者が自分らしい暮らしを自らの意思で決定するために、多様なサービスにつながる支援体制の充実を図ります。
- 地域において住民同士が支え合う関係づくりを推進します。
- 地域で活動している各種団体やボランティアなどと地域の資源や課題を共有し解決方法などを検討します。
- 家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減させるため、福祉サービスの充実に努めます。
- 病状の悪化などにより緊急時に速やかに支援・対応できるよう、事業の内容及び実施方法などを推進します。

### 達成された姿

安心して生活できる多様な要望に沿ったサービスや居場所などが整い、住民同士の支え合いが実感できている。

地域住民等が行う多様な生活支援サービスや介護サービスにつながり、自分らしい生活を送ることができる。また、世代を超えた人とのつながりを持ち自らの役割を見つけて活躍できています。

### 主な取組

#### 1 生活支援体制の整備

- 福祉サービスによる在宅支援の充実
- 高齢者の生活支援に関わる多様な団体や地域住民等と連携し、地域課題の把握や改善策の検討
- 地域住民主体による生活支援の充実
- 生活支援コーディネーターによる助け合い活動団体や通いの場の拡充
- 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

#### 2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実

- 適切な介護サービスを提供するため、ケアマネジャーの資質の向上
- 家族等介護者への相談機能・支援サービスの強化
- 地域ケア会議による地域課題の明確化と対策の検討

#### 3 緊急時体制への支援

- ICT（情報通信技術）の活用を含めた見守りシステムの導入を推進
- 救急医療情報セットと携帯用の救急安心カード一体的活用の促進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域住民が主体となった居場所 の箇所数（団体数）		—	205 団体	350 団体	355 団体	360 団体
家族介護支援件数		—	57 回	60 回	62 回	64 回

## 第4章

基本目標 1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

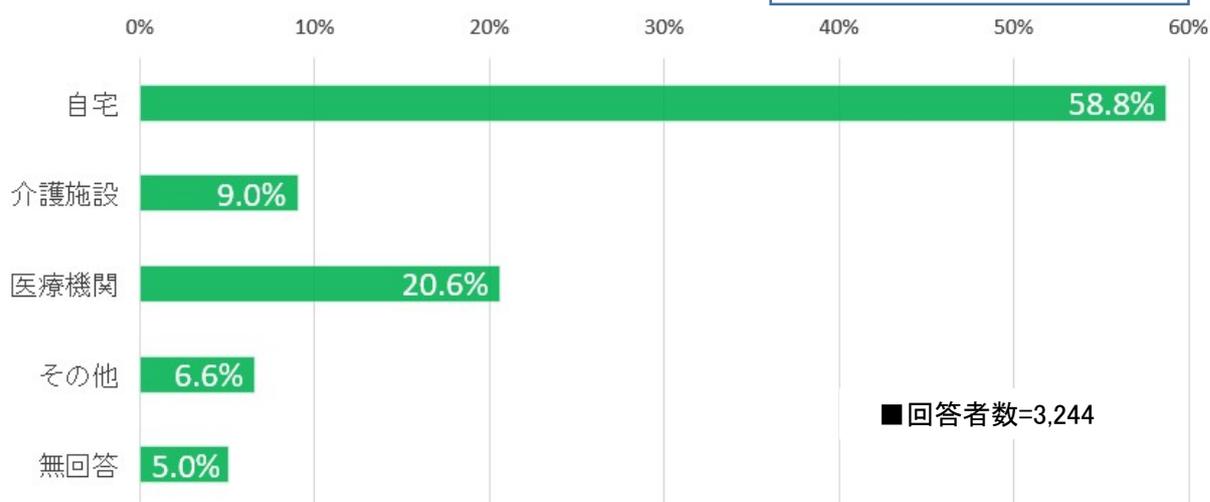
# 施策の方向 3 医療・介護・福祉・生活支援 の連携強化

## 現状と課題

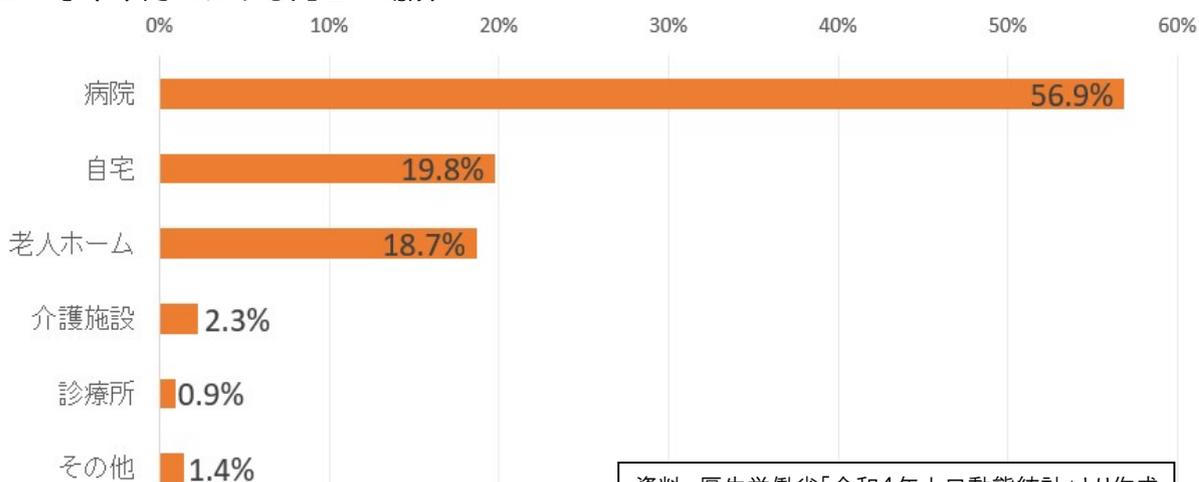
- 医療や介護を必要とする高齢者等が増加する中で、在宅生活を続けたいと希望する声が約6割を占めています。実際には、最期を病院で迎える人が多く、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉といった専門サービスの連携強化だけでなく、生活支援サービスを含めたサービス提供体制の充実、調整機能の強化及び顔の見える関係づくりが求められます。

### ■ 自分の最期はどこで迎えたいですか。

高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



### ■ 厚木市内における死亡の場所



資料 厚生労働省「令和4年人口動態統計」より作成

## 取組方針

- 高齢者等が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域全体で生活を支援するための人材を確保し、ネットワークを構築します。
- 在宅医療・介護・福祉を一体的に提供するために、在宅に関わる医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進します。
- 災害時や感染症などの健康危機管理の対応の取組強化について検討します。

## 達成された姿

地域の中で切れ目なく必要な支援やサービスを受けることができている。

医療や介護が必要になっても、生活する場所を問わずに医療・介護・福祉・生活支援サービスを一体的に受けることができ、安心して最期まで暮らし続けることができる体制が整っています。

## 主な取組

### 1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実

- 在宅医療・介護・福祉に携わる人材の育成・確保
- 多機関協働による地域ケア会議の充実
- 専門職を支援する地域包括ケア連携センターの運営
- 在宅歯科地域連携室との連携強化
- 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- 地域で支えるリハビリテーションの体制構築の推進
- 近隣市町村や関係機関との連携強化

### 2 在宅医療・介護・福祉・消防の連携の強化

- 在宅医療・介護関係者の連携会議の開催

## 第4章

- 病識や治療方針も含めたケアマネジメントするためのケアマネジャー、医師及び訪問看護師の連携のための体制の検討
- 看（み）取りや認知症の研修を更に充実
- 顔の見える関係づくりの多職種連携研修会の開催
- 圏域ごとの多職種意見交換会の開催
- 在宅療養あつぎマナー集や入院時の連携ツール・仕組みの活用促進
- 必要な連携ツールの検討と作成
- 本人や家族の希望に即した緊急時の対応について病院と消防による検討
- 関係市町村や関係団体との連携

### 3 在宅療養の市民啓発

- 出前講座の開催
- 看（み）取りについての理解を深めるための講演会等の実施
- じぶんノートの普及（これからの治療やケアの話し合いやエンディングノートの内容）

### 4 災害時及び感染症の対応の取組強化

- 正確な情報共有の方法としてのICT（情報通信技術）の活用を検討

#### 主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域包括ケア連携センターへの相談件数（※）		154件	163件	130件	110件	90件
在宅歯科地域連携室への相談件数		259件	204件	210件	220件	230件
在宅医療・介護・福祉研修会満足度		78.0%	85.7%	98.0%	98.0%	98.0%
市民講演会満足度		84.0%	90.3%	92.0%	93.0%	95.0%

※ 重層的支援体制整備事業において相談支援を開始したことにより、相談対象が縮小されたため

基本目標3 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

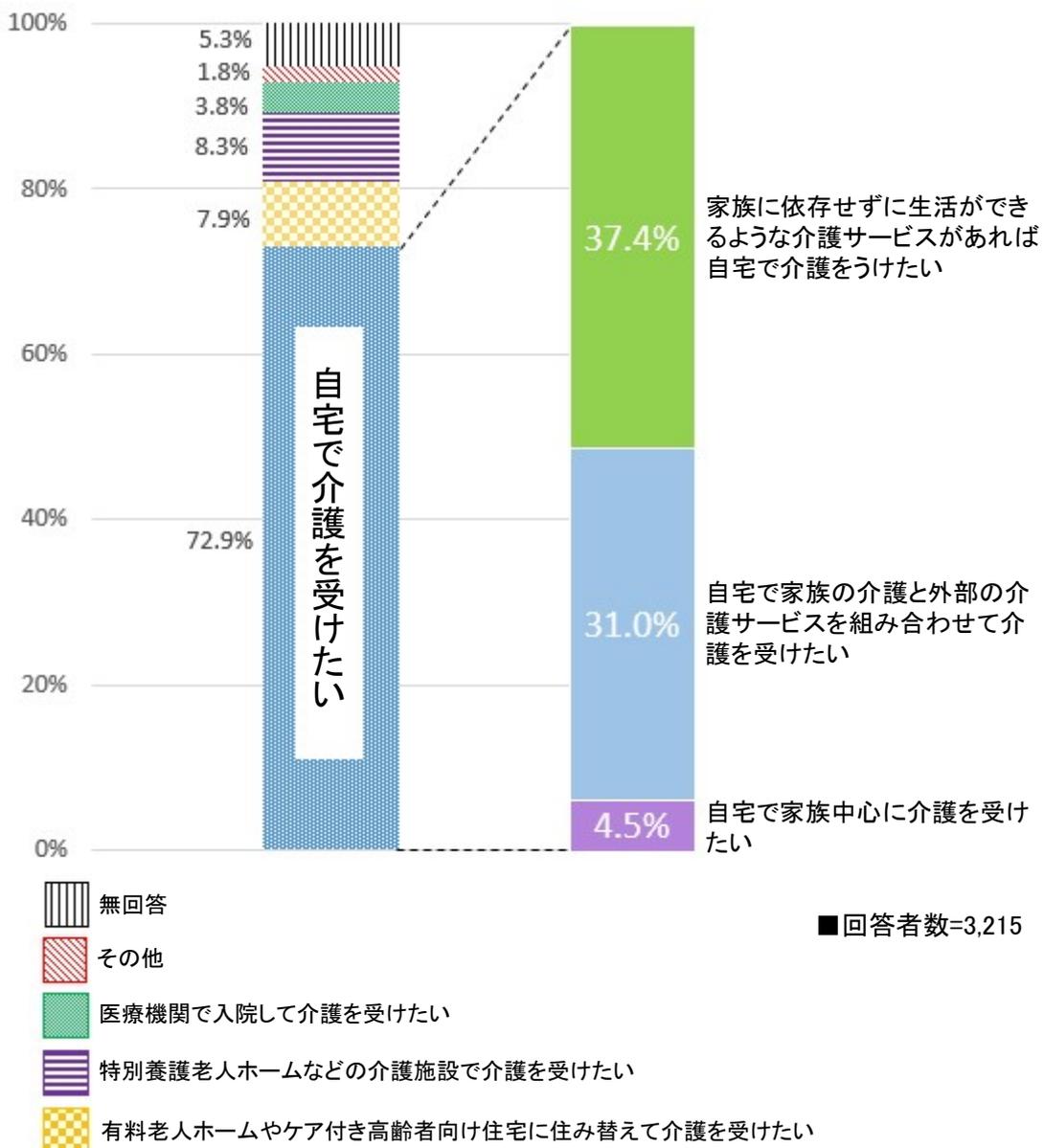
施策の方向9 介護サービス等の充実

現状と課題

- 65歳以上の要介護及び要支援認定を受けていない市民の約7割の方が、介護が必要になったときに在宅介護を希望しており、そのうち家族中心に介護を受けたい方が4.5%、家族と介護サービスを組み合わせて介護を受けたい方が31.0%、家族に依存せず自宅で介護を受けたい方が37.4%となっています。

■ どこでどのような介護を受けたいですか。

高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



### 取組方針

- 介護が必要になったとき、在宅で安心して暮らせる介護サービスの充実と質の確保を図ります。
- 介護施設については、要介護の認定区分3以上の方や重度の認知症で在宅では生活が困難な方の需要や介護職の人材確保を考慮し、整備します。
- 多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実を図ります。

### 達成された姿

必要なときに過不足なく良質な介護サービス等を受けることができている。

介護が必要になったとき、できる限り長く安心して自宅で暮らせるための介護サービスが受けられます。また、要介護の認定区分3以上の方や重度の認知症で在宅での生活が困難になったときは、施設での生活も選択できます。

### 主な取組

#### 1 介護サービス等の充実と給付の適正化

- 給付適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検）の実施
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

#### 2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会や事業所における人材確保に係る経費への支援の実施
- 資格取得等の研修費用や転入奨励助成金、復職等奨励助成金の支給

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ケアプラン点検実施件数		50件	50件	50件	50件	50件
介護職の人材確保支援を受けて 市内事業所（介護施設）に就労 した人数		20人	43人	48人	50人	52人